

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		投資信託の二重課税調整に係る所要の措置
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税 21)(法人税:義) (地方税 16)(法人住民税:義)
		② 上記以外の税目	所得税
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・延長】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 公募投資信託等が海外の資産に投資している場合、そこから得られる配当等に対して外国で課税(外国税)。この公募投資信託等が国内の投資家に分配金を支払う際には、国内で源泉所得税が課されるが、内外二重課税を排除するため、30年度税制改正において、上記の外国税を控除する仕組みが措置されたところ。
			《要望の内容》 当該調整措置の施行(平成 32 年 1 月)が円滑に行われるよう、所要の措置を講じるよう求めるもの。 また、投資法人が保有する外国子会社にも二重課税とならないよう調整措置を講じるよう求めるもの。
			《関係条項》 所得税法第 176 条 3 項、租税特別措置法第 67 条の 15 等
5	担当部局		金融庁総合政策局総合政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:平成 30 年 8 月 分析対象期間:-
7	創設年度及び改正経緯		・平成 10 年 租税特別措置法第 67 条の 14(特定目的会社に係る課税の特例)創設 ・平成 10 年 租税特別措置法第 67 条の 15(投資法人に係る課税の特例)創設 ・平成 12 年 租税特別措置法第 68 条の 3 の 2(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)創設
8	適用又は延長期間		恒久措置とする
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国内外の投資に係る税の中立性を維持すること
			《政策目的の根拠》 「金融税制研究会 論点整理」(平成 22 年 7 月 29 日) ・ 海外から我が国への投資を促進すべき。その阻害要因については、可能な限り除去すべき ・ 投資の選択にゆがみを与えない税制が第一段階の目標なのではないか ・ 個人が対象となる金融・証券税制は、効率的かつ簡素で継続性の

			ある税制であるべき
		② 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ—3.市場の機能強化、インフラの整備、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公募投資信託等に係る内外二重課税を排除すること。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置による国際的二重課税を排除することにより、国内外の投資に係る税の中立性を維持することに寄与する。
10	有効性等	① 適用数	外国税の支払がある投資家に適用が見込まれる。
		② 適用額	—
		③ 減収額	50 億円
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本措置による国際的二重課税の排除により、国内外の投資に係る税の中立性を維持することが可能となる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 諸外国においては、公募投資信託等を経由して支払った外国税を、投資家が支払う所得税から控除できるなど、内外二重課税に関する所要の措置が講じられているところであり、平成 30 年度改正で認められた内外二重課税の調整措置を円滑に施行するための措置を講ずること、海外投資の環境整備が図られる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	内外二重課税の調整方法を見直すものであり、租税特別措置によることが妥当である。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	内外二重課税の調整方法を見直すものであり、租税特別措置によることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—

		③ 地方公共団 体が協力す る相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期		事前評価:平成 29 年8月